

事務所だより 1月号・・・渡邉秀幸税理士・社会保険労務士事務所

2025年01月08日

いつもお世話になっております。

新たな年を迎え、皆様にとってご多幸がありますようお祈りいたしております。

本年も変わらぬお付き合いをお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

目次

2025年1月の税務

相続不動産登記改正一覧

結局どうなった？電子取引データの保存方法

2025年1月の税務

1月10日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 給与支払報告書の提出

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

相続不動産登記改正一覧

相続登記の申請の義務化（2024.4.1施行）

相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。これらの登記懈怠には10万円以下の過料が課せられます。

なお、遺産未分割で、相続登記不可の場合は、自分が相続人であることを法務局の登記官に申し出れば、相続登記の申請義務履行とみなされます。

10年経過遺産の相続分（2023.4.1施行）

被相続人の死亡から10年を経過した後の遺産分割は、原則として法定相続分によって画一的に行うこととされます。

住所変更登記義務化（2026.4.1施行）

登記簿上の不動産の所有者は、所有者の氏名や住所を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請を行う必要があります。登記懈怠には5万円以下の過料が課せられます。

なお、公的機関間情報による登記官職権登記も始まるので、この職権登記があると、住所等の変更登記の申請義務は履行済みとなります。ただし、自然人の場合には、本人の了解が前提です。

DV被害者保護登記（2024.4.1施行）

DV被害者等を保護するため登記事項証明書等に現住所に代わる事項を記載する特例があります。

所有不動産記録証明制度（2026.2.2施行）

不動産登記名義人の住所と氏名を全国的に一括して調査し、所有不動産記録証明書というリストで証明する制度が始まります。被相続人名義の不動産だけでなく、存命の名義人や法人名義の不動産も調査できます。

請求人は本人、相続人、法定代理人等に限定です。

相続土地国庫帰属制度（2023.4.27施行）

国庫帰属申請をするには、1筆の土地当たり1.4万円の審査手数料が必要であり、審査を経て承認されると、10年分の土地管理費相当額の負担金が必要です。負担金額は原則20万円です。

共有制度の見直し（2023.4.1施行）

共有物に軽微な変更では、全員の同意は不要、過半数持分で決定、所在等不明

共有者については、地方裁判所決定を経て、所在等不明共有者の所有権無視で、持分取得や第三者への譲渡も可能となりました。

結局どうなった？ 電子取引データの保存方法

大騒ぎした電子帳簿保存法

電子帳簿保存法の電子取引データの保存は、令和6年1月からは保存要件に従って行うことが義務付けられました。ただし、令和5年までに措置された「宥恕措置」に代わり令和6年からも「猶予措置」が用意されており、なし崩し的に緩やかなルールに落ち着いたという感想です。

実際に個人事業者・法人が「最低限何をやらなければならないのか」を見てみましょう。

最低限の前に、求められていること

電子取引データのデータ保存には大きく2つのことを求められています。「可視性の確保」と「真実性の確保」です。

可視性の確保とは、モニタや操作説明書の備付けと検索要件の充足で、真実性の確保とは、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定の制定と遵守です。要するに取引データをPCで検索できるようにしておくのと、データの訂正や削除をする際の規定を作っておきなさい、ということです。

ただし、検索要件については、2課税年度前の売上高が5,000万円以下か、電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理してあり、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば不要です。

最低限必要なのは「できない理由」？

電子取引データの保存の要件を満たせない場合でも「猶予措置」が設けられていて、その要件は「ルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所属税務署長が相当の理由があると認める場合」と「税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求めか、電子取引データを印刷したものの提示や提出の求めに応じることができるようにしている場合」を満たしていることです。ちなみに「相当の理由」について事前申請等は不要です。

つまり、「人手不足」「資金不足」「システム整備が間に合わない」等のできない理由の準備と、電子取引データを消さないように保存しておけば、現状最低限、電子取引データの保存については大丈夫ということになります。

ただ、経理のICT化・DX化は生産性UPにも繋がります。電子帳簿保存についても、自社のタイミングでルール策定やシステム改修をご検討ください。

hwatanabe-tax@outlook.jp